

市・県民税の申告、

所得税の確定申告はお早めに

申告書は自分で作成し、郵送などで申告しましょう

申告会場は混雑が予想されますので、郵送による申告にご協力ください。会場で申告する方は必要書類などを事前に用意のうえ、時間に余裕を持ってお越しください。

市・県民税の申告
2月4日(月)～3月15日(金)

市・県民税の申告は税額を決定するだけでなく、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。3月15日(金)までに申告してください。

市・県民税の申告が必要な方

右下の「市・県民税の申告が必要の方チェック表」をご確認ください。チェック表で「申告の義務はありません」となった方でも国民健康保険税の軽減、国民年金保険料の免除申請、各種福祉手当の受給判定などのために申告が必要な方や、公営住宅の申し込みなどに使用する所得証明書(課税・非課税証明書)が必要な方は、申告してください。

市・県民税申告書の入手
市・県民税申告書は、前年度に同申告書を提出した方に1月下旬ごろ郵送します。

申告が必要な方は、市役所2階市民税課またはまちづくりセンター1(並木は除く)などに備え付けの申告書をご利用ください。
◆郵送による市・県民税の申告
年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方や、平成24年中に所得がなかった方など、申告書の作成について相談の必要がない方は、郵送での提出をお願いします。

◆市・県民税申告の受付
申告相談会場 左日程表参照
◆混雑防止のため、指定会場での申告受付にご協力ください。また、椿峰コミュニティ会館から山口まじくりセンターに変更になりましたので、該当地域の方はご注意ください。
受付時間 午前9時～午後3時

◆生命保険料控除の改正
平成24年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)に対し、従来の一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に加え、介護医療保険料控除が新設されます。控除適用限度額はそれぞれ28,000円です。
また、平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)に対する控除適用限度額は、従来どおり35,000円となります。なお、生命保険料控除全体では、従来どおり70,000円が適用限度額となります。
〒299-8501 市民税課 電話 2998・9064

平成24年度市・県民税申告相談日程表

受付時間 午前9時～午後3時
市役所8階は、午前9時から午後4時までです。

受付日	申告相談会場	対象地域
2月4日(月)	新所沢まちづくりセンター	泉町・向陽町・青葉台・けやき台
5日(火)	新所沢まちづくりセンター	緑町・榎町
6日(水)	山口まじくりセンター	山口(1番地～1599番地)・小手指台
7日(木)	山口まじくりセンター	山口(1600番地～終わリ)・上山口
8日(金)	吾妻まじくりセンター	荒幡・松が丘・久米(481番地～620番地を除く)
12日(火)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	東狭山ヶ丘(6丁目を除く)
13日(水)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘・若狭・東狭山ヶ丘(1丁目)
14日(木)	三ヶ島まじくりセンター	西狭山ヶ丘・和ヶ原(1丁目を除く)
15日(金)	三ヶ島まじくりセンター	林・三ヶ島・堀之内・稲谷
18日(月)	松井まじくりセンター	上安松・くすのき台
19日(火)	松井まじくりセンター	下安松・牛沼・松郷
20日(水)	小手指公民館分館	小手指町・北中(1丁目)
21日(木)	柳瀬まじくりセンター	坂之下・城・本郷・日比田・壱ヶ谷・新郷・北野・東所沢・東所沢和田
22日(金)	富岡まじくりセンター	中富・下富・神米金・北岩岡・北中(1丁目を除く)・若岡町・所沢新町
24日(日)	市役所8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
25日(月)	小手指まじくりセンター	北野・北野新町・北野南・小手指元町・小手指南
26日(火)	市役所8階	日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町
27日(水)	市役所8階	元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町
28日(木)	市役所8階	宮本町・西所沢
3月1日(金)	市役所8階	美原町・花園・北所沢
3日(日)	市役所8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
4日(月)	市役所8階	弥生町・松葉町・北秋津
5日(火)	市役所8階	東住吉・西住吉・南住吉・星の宮・久米(481番地～620番地)
6日(水)	市役所8階	大字中新井・中新井・並木・中富南
7日(木)	市役所8階	こぶし町・若松町・下新井・西新井町
8日(金)	市役所8階	東新井町・北原町・上新井
11日(月)		
12日(火)		
13日(水)	市役所8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
14日(木)		
15日(金)		

◆申告は、指定された日時および会場をお願いします。また、駐車場が狭いため各会場への車の来場はご遠慮ください。

介護保険に関わる 税申告時の所得控除のお知らせ

- 介護保険料は社会保険料控除の対象です。ただし、年金から保険料を引かれている場合は、年金受給者本人の所得控除となるため、本人以外の方が社会保険料控除として申告することはできません。
- 下表の介護サービスの利用料は、医療費控除の対象です。
【留意事項】
▶下表の対象サービスには介護予防サービスも含まれます。
▶医療費控除の申告には、所定の事項が記載されている領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・介護保険低所得者等助成金の支給がある場合は、支払った金額から支給された額を差し引いて申告することになります。
- 身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、平成24年12月31日現在で要介護1から要介護5の認定を受けている方、または6カ月以上常時寝たきりの状態、もしくは認知症の状態が続き、食事や排せつなどの日常生活に支障があり、身体障害者と同様と認められる方は、市が発行する認定書により障害者控除が受けられます。

④①②について…介護保険課 ☎ 2998-9420
③について…高齢者支援課 ☎ 2998-9120

	対象サービス	対象金額
施設	▶介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ▶地域密着型介護老人福祉施設	1割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額の合計の2分の1 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	▶介護老人保健施設 ▶介護療養型医療施設	1割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
医療系	▶訪問看護 ▶訪問リハビリテーション ▶居宅療養管理指導 ▶通所リハビリテーション ▶短期入所療養介護 ▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一休型事業所で訪問看護を利用する場合) ▶複合型サービス(上記の居宅サービスを含む場合、ただし生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)	1割自己負担額と食費、滞在にかかる自己負担額 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分も、控除の対象になります。
	▶訪問介護(生活援助を除く) ▶訪問入浴介護 ▶通所介護 ▶短期入所生活介護 ▶認知症対応型通所介護 ▶夜間対応型訪問介護 ▶小規模多機能型居宅介護 ▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一休型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る) ▶複合型サービス(上記の居宅サービスを含まない組み合わせにより提供される場合、ただし生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)	1割自己負担額 ◎居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられ、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分は、控除の対象になりません。
福祉系	おむつ代の医療費控除を受けるには、1年目は医師による「おむつ使用証明書」の添付が必要になります。2年目以降は、要介護認定者で主治医意見書の内容からおむつ使用の必要性が認められる場合のみ、市が発行する確認書(発行までに1週間程度かかります)の添付で医療費控除を受けることが出来ます。	

所沢市国民健康保険 特定健康診査の 受診はお済みですか?
締め切り間近!
平成25年3月31日(日)まで受診できます! 受診券を紛失した方は再発行しますのでお問い合わせください。
◎大腸がん検診は2月28日(木)までです。ご注意ください。
国民健康保険課 ☎ 2998-9131

所得税の確定申告
2月18日(月)～3月15日(金)
確定申告書の提出が必要の方
◆営業、農業、不動産などの所得合計額が所得控除額を超える方
◆給与所得者で、年収2千万円を超える方
◆2カ所以上から給与の支払を受け、年末調整をしていない給与収入が20万円以上ある方
◆給与所得者で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
◆土地・建物・株式などを譲渡した方
確定申告で税金が還付される方
◆給与所得者(所得税が源泉徴収されている方)で、雑損・医療費・寄附金・住宅ローン控除などを受けられる方
◆平成24年中に就職または退職した方で、所得税が源泉徴収され、年末調整をしていない方

申告書は自分で作成してe-Tax、国税電子申告・納税システム・郵送などで
◆所得税・消費税などの確定申告書提出される方は、国税庁(https://www.nta.go.jp/)で申告書を作成のうえ、e-Taxまたは郵送などでお早めにご提出ください。「所得税の確定申告書の手引き」や申告書用紙などは、国税庁から入手できます。
◆e-Taxの利用開始の届出(オンライン)による開始届出手続も可能を行うと、所得税の申告や全ての税目の納税、申請・届出などがインターネットでできます。
◆本人の電子署名および電子証明書を持って、3月15日(金)までに所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高3千円の所得税の税額控除を受けられます(平成19年分)

ら23年分の確定申告で本控除の適用を受けた方を除く。また、国税庁で作成したデータや、e-Taxで送信することもできます。
◆確定申告書などの「控」に税務署の受付印が必要な方は、申告書・申告書控・返信用封筒(住所・氏名を記載し、必要額の切手を貼付)を同封してください。
◆源泉徴収票などの添付書類は、申告書の裏面に貼らず、添付書類台紙などに貼って、申告書と一緒に提出してください。
◆所得税の還付申告は2月18日(月)前でも受け付けています。
◆申告相談会場 所沢税務署 相談時間 午前9時～午後5時

◆留意事項
◆医療費控除や雑損控除などによる所得税の還付を受ける場合、確定申告書の提出が可能です。
◆上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の要件となっている控除を受ける場合、確定申告書の提出が必要です。
◆所得税の確定申告書が必要な場合でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。
◆平成11年度合がつかない方
2月24日(日)、3月3日(日)に限り、現金納付の窓口業務を除く確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受および納付相談を行います。当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知ください。
◆車での来署はご遠慮ください。
◆納税は、金融機関の預貯金口座からの振替納税をご利用ください。

税に関する作文の入賞作品を決定
市内中学生・高校生から募集した作文の優秀作品を決定しました。作品は、市「税」に関する作文で検閲をご覧ください。
市市民税課 ☎ 2998・9064

皆さんの善意
【愛の福祉基金へ】市役所商工会議所女性会(4万円) 市役所社交ダンス連盟(1万円) 東京西武学館高等部(2,503円) 中央管財(5千円) 所沢婦人クラブ(5万円) 新所沢団地長生クラブ(13,521円) 新所沢地区文化祭実行委員会(14,035円) 小原流所沢支部(21,500円) 吉田自動車(61,750円) 山口ふれあいの会(1万円)
【障害者週間記念事業のため】JAのま野所沢地域統括支店(ほうれん草200束) 東海漬物(東日本物流センター様 お漬物300袋)
【障がい者施設支援のため】新所沢地区文化祭実行委員会(3,018円)